

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年12月 6 日
【発行者名】	しんきんアセットマネジメント投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 泰彦
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号
【事務連絡者氏名】	米山 亮
【電話番号】	03 - 5524 - 8161
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	しんきんノーロード日経 2 2 5
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

しんきんノーロード日経２２５（以下「当ファンド」といいます。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）

委託会社からの依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（振替法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行(売出)価額の総額】

3,000億円を上限とします。

（４）【発行(売出)価格】

取得申込受付日の基準価額とします。

基準価額とは、投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した価額をいいます。（ただし、便宜上１万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。）

基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、販売会社または下記の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。また、委託会社のホームページで、最新の基準価額をご覧になることもできます。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

< コールセンター > 0120-781812

携帯電話・ＰＨＳからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の９：００～１７：００）

< ホームページ > <http://www.skam.co.jp>

（５）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

- ・販売会社が定める単位
- ・取得申込者は販売会社との間で、「自動けいぞく投資約款」に従って契約を締結します。

（７）【申込期間】

2019年12月7日から2020年6月5日まで

（なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みに係る取扱い等は販売会社が行っています。

販売会社は、以下の方法でご確認ください。

委託会社への照会

ホームページ <http://www.skam.co.jp>

コールセンター 0120-781812（携帯電話・PHSからは 03-5524-8181）

（受付時間：営業日の9：00から17：00まで）

（９）【払込期日】

- ・取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社において支払うものとします。
- ・販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行われる日に、委託会社の口座に払い込みます。委託会社は、同日、各取得申込受付日に係る発行価額の総額を、受託会社の当ファンドに係る口座に払い込みます。

（10）【払込取扱場所】

取得申込金額は、お申し込みされた販売会社の営業所等で支払うものとします。

（11）【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

（12）【その他】

取得申込みに際しては、販売会社の営業時間内において販売会社所定の方法でお申し込みください。

各営業日の午後3時までに受け付けた取得および換金の申込み（当該申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情が発生したとき、委託会社は受益権の取得申込みの受付を中止することができます。

当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。（再投資の際に、申込手数料は掛かりません。）取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資約款」に従い契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権

利義務関係を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合、上記契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

振替受益権について

- ・ファンドの受益権は、振替法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。
- ・ファンドの分配金、償還金、換金代金は、振替法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

投資信託振替制度について

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

わが国の株式市場の動きと長期成長をとらえることを目標に、日経平均株価（日経225）に連動する投資成果の獲得を目指します。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

1）商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
		不動産投信	
追加型投信	内外	その他資産 ()	特殊型
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2）属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式	年1回			
一般				
大型株	年2回	グローバル (日本を含む)		日経225
中小型株				
債券	年4回	日本	ファミリーファンド	
一般		北米		
公債	年6回	欧州		
社債	(隔月)	アジア		TOPIX
その他債券	年12回	オセアニア		
クレジット属性 ()	(毎月)	中南米		
不動産投信	日々	アフリカ	ファンド・オブ・	
その他資産		中近東	ファンズ	
(投資信託証券(株式))	その他	(中東)		その他
資産複合	()	エマージング		()
()				
資産配分固定型				
資産配分変更型				

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

< 商品分類の定義 >

- 「追加型投信」...一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンド
- 「国 内」...目論見書又は投資信託約款（以下、「目論見書等」という。）において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「株 式」...目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
- 「インデックス型」...目論見書等において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

< 属性区分の定義 >

- 「その他資産（投資信託証券（株式））」...目論見書等において、投資信託証券（マザーファンド）を通じて主として株式に投資する旨の記載があるもの
- 「年 1 回」...目論見書等において、年 1 回決算する旨の記載があるもの
- 「日 本」...目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- 「ファミリーファンド」...目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資する旨の記載があるもの
- 「日経 2 2 5」...目論見書等において、日経 2 2 5 に連動する運用成果を目指す旨の記載があるもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ（ http://www.toushin.or.jp ）をご参照ください。
--

ファンドの特色

日経平均株価（日経 225）の動きに連動する運用を目指すファンドです。

例えば、日経平均株価（日経 225）が 5 % 上昇した場合には、基準価額がおおむね 5 % 上昇し、日経平均株価（日経 225）が 5 % 下落した場合には、基準価額がおおむね 5 % 下落するような運用成果を目指します。

※しんきんノーロード日経 225 は日経平均株価（日経 225）に連動するように運用指図が行われますが、市況動向あるいは資金動向等によっては、必ずしも完全に連動する運用成果を保証するものではありません。

特色 1 日経平均株価（日経 225）という知名度の高い指標に連動することを目指すため、値動きが分かりやすいファンドです。

日経平均株価（日経 225）は、日本の株式市場の値動きを表す代表的な指標として、テレビや新聞など身の回りのさまざまな媒体で情報が提供されています。そのため、ファンドの値動きを比較的容易に理解することができます。

特色 2 購入時および換金時の手数料が掛からないノーロードファンドです。

日経平均株価（日経 225）とは…

東京証券取引所第一部上場銘柄のうち代表的な 225 銘柄を対象として日本経済新聞社により算出、発表される株価指数です。当指数は、増資・権利落ち等の市況とは無関係の株価変動要因を修正して連続性を持たせたものであり、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として広く利用されています。

$$\left[\begin{array}{l} \text{日経平均株価} = \\ \text{採用 225 銘柄の株価合計} \div \text{除数} \end{array} \right]$$

- 株価の合計は、50 円額面以外は 50 円額面に換算（2001 年 10 月の額面制度廃止後は、それまでの額面を「みなし額面」として算出しています。）し、株価の採用優先順は、①現在の特別気配、②現在値（または終値）、③基準価格（基準価格は権利落ち理論値、前日の特別気配、前日の終値の優先順で採用された値）とします。
- 採用銘柄中に市況変動によらない価格変動があった場合や採用銘柄の入れ替えがあった場合には、原則として除数を修正します。このような市況変動以外の事象が発生した場合に、除数を修正することにより指数に連続性を持たせています。
- 対象銘柄の入れ替えについては、東京証券取引所第一部上場基準に抵触したものについては随時、流動性が他の銘柄と比べて相対的に低くなったもの等については毎年見直し補充が行われます。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 日経平均株価（日経 225）の特徴

指数概要

指数名称	日経平均株価（略称：日経平均、日経 225）
構成銘柄数	225 銘柄*
対象銘柄	東証一部上場銘柄のうち流動性と業種別分布を考慮して選定した銘柄
算出開始日	1950年9月7日
定期見直し	毎年10月初に、構成銘柄の定期見直しを実施

出所：（株）日本経済新聞社の資料等により、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※通常は 225 銘柄が採用されていますが、銘柄入替時などには 225 銘柄とならない場合があります。

日経平均株価（日経 225）の推移



出所：内閣府ホームページ他より、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

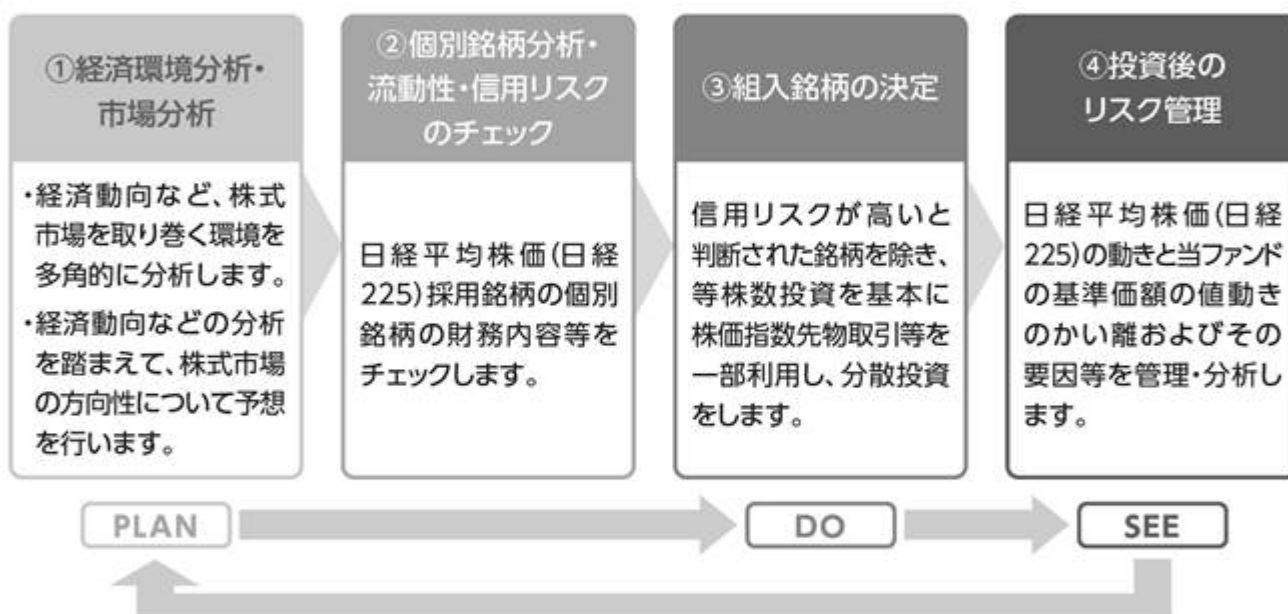
※グラフ・データは終値ベースです。

①「日経平均株価（日経平均）」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、日経平均自体および日経平均を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。②「日経」および「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。③当ファンドは、委託会社の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および受益権の取引等に関して一切の責任を負いません。④株式会社日本経済新聞社は、日経平均を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。⑤株式会社日本経済新聞社は、日経平均の構成銘柄、計算方法、その他日経平均の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

■ 投資戦略

- 主としてわが国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

投資プロセス



※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ ベンチマークについて

しんきんノーロード日経225は、日経平均株価（日経225）をベンチマークとし、これに連動する運用を目指します。（ベンチマークとは、投資銘柄の決定などにあたって目安となる指標のことです。）

■ 収益分配について

年1回の決算時（9月10日（休業日の場合は翌営業日））に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。

分配金が支払われない場合もあります。

収益分配金のお支払いのイメージ



※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。

※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。

※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

■ 収益分配金に関する留意事項

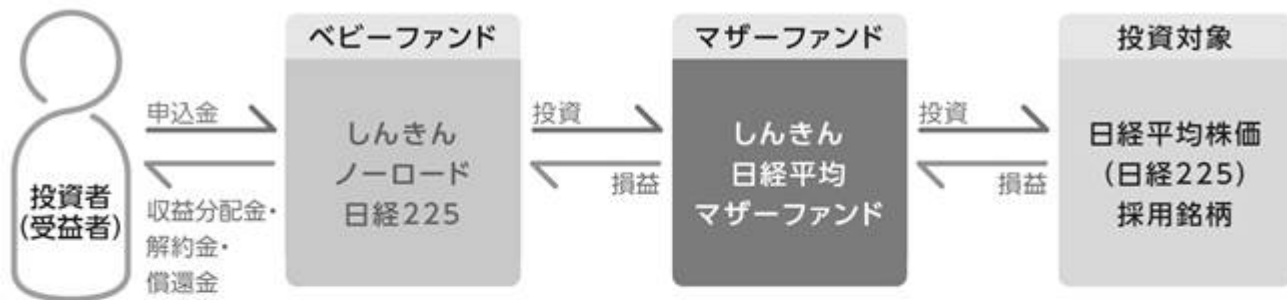
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。
また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんノーロード日経225（ベビーファンド）にまとめられ、しんきん日経平均マザーファンド（マザーファンド）に投資されます。このように、実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際して運用管理費用（信託報酬）等のコストは掛かりません。

※しんきんノーロード日経225（ベビーファンド）は直接、わが国の金融商品取引所上場株式に投資することがあります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。

信託金の限度額

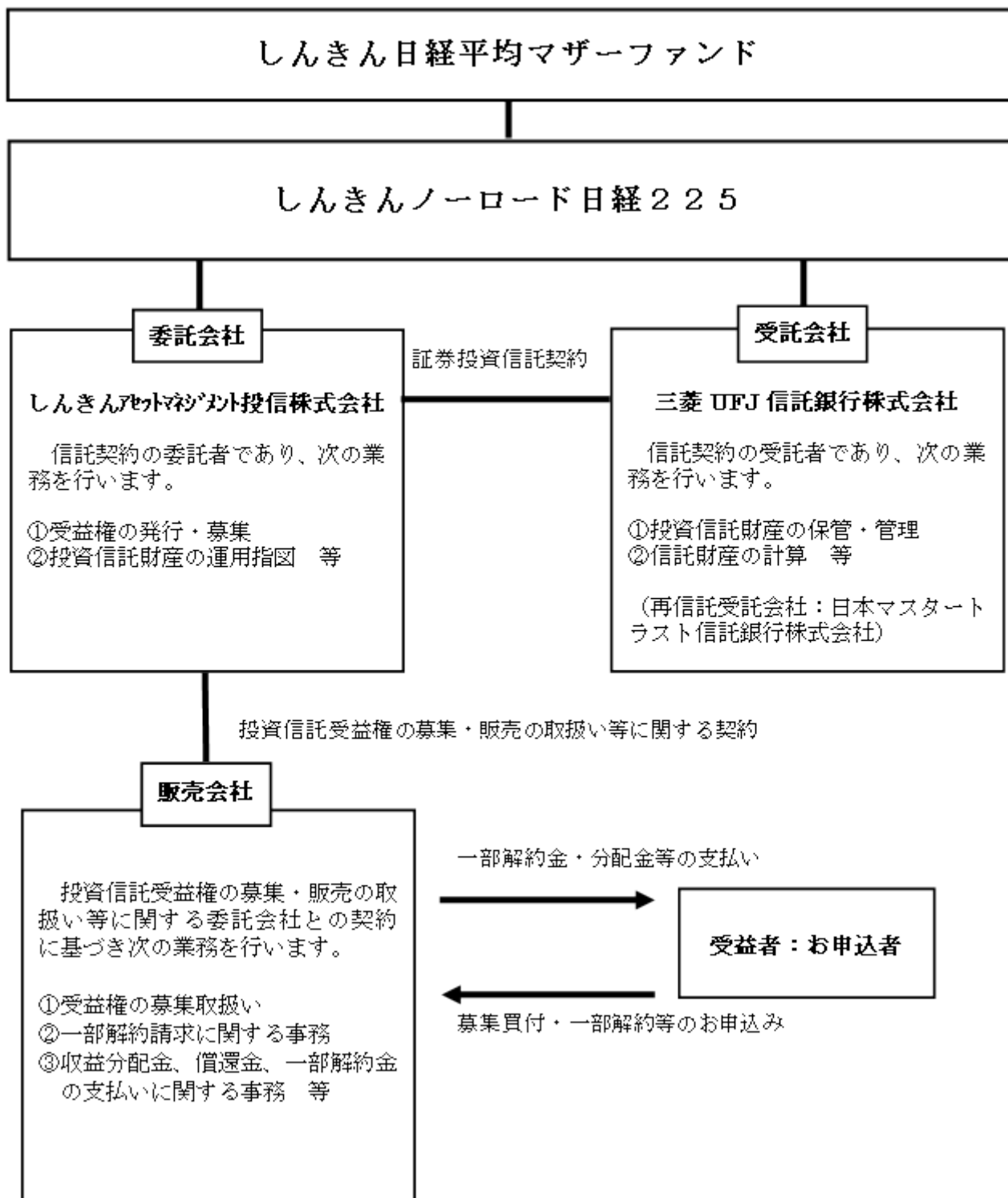
- ・ 3,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・ 委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2017年10月31日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



< 委託会社の概況 > (本書提出日現在)

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目 8 番 1 号

資本金の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月	全信連投資顧問株式会社として設立
1991年 3 月	投資顧問業の登録
1992年 3 月	投資一任契約に係る業務の認可
1998年11月	「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更
1998年12月	証券投資信託委託業の認可
2007年 9 月	金融商品取引業者（投資運用業、投資助言・代理業）の登録
2017年 8 月	金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
信金中央金庫	東京都中央区八重洲一丁目 3 番 7 号	4,000株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資対象

親投資信託である「しんきん日経平均マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とし、日経平均株価（以下「日経 2 2 5」といいます。）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

投資態度

- 1) 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、日経 2 2 5 の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。
- 4) 株式以外の資産への実質投資割合は、原則として、投資信託財産の総額の50%以下とします。
- 5) 市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

- 1) 特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。本邦通貨表示のものに限ります。以下同じ。）
 - a. 有価証券
 - b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第20項に規定するものをいい、約款第 22条、第23条および第24条に定めるものに限ります。）

c. 約束手形

d. 金銭債権

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

a. 為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託である「しんきん日経平均マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1) 株券または新株引受権証書

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14) 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17) 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます）

18) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20) 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

21) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書ならびに12)、17)および18)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)、

17) および18) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) および14) の証券ならびに17) の証券または証書のうち13) および14) の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

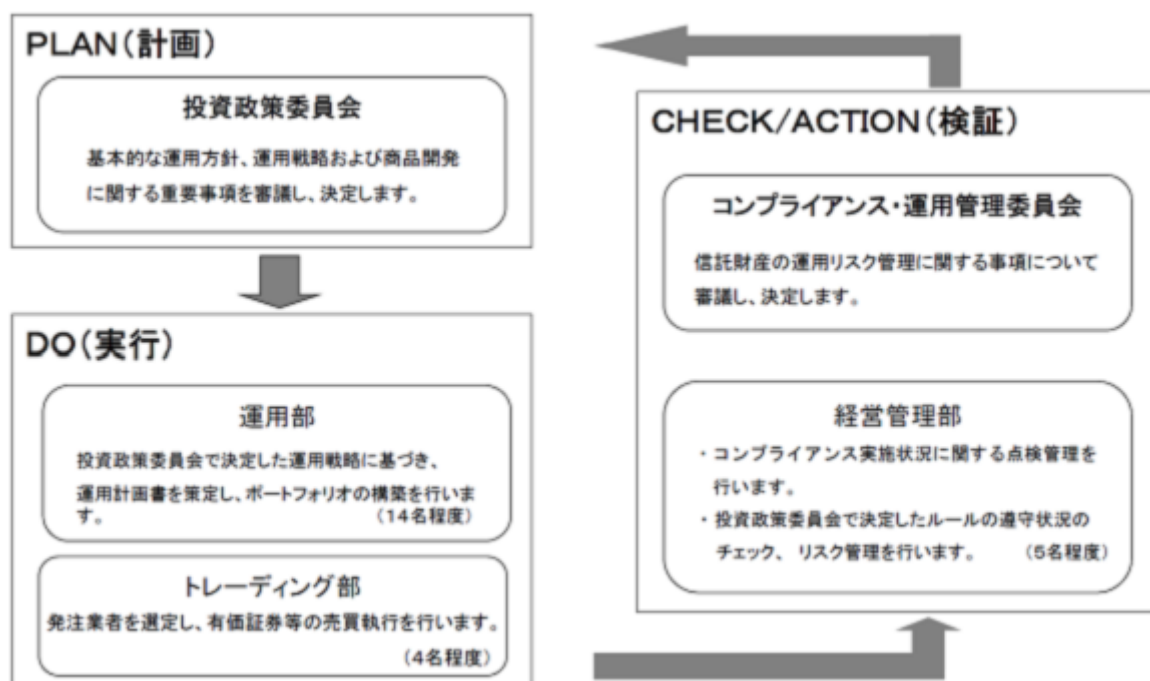
委託会社は、信託金を、上記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

上記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記 の1)から6)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（３）【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



投資プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

年１回の決算日（毎年９月10日、ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。）に原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

留保益は、投資信託約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

（５）【投資制限】

「しんきんノーロード日経２２５」の投資信託約款（以下「約款」といいます。）および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10％以下とします。

投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の５％以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引の指図範囲

- １）委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- ２）前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - ａ．投資信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - ｂ．株式分割により取得する株券
 - ｃ．有償増資により取得する株券
 - ｄ．売出しにより取得する株券
 - ｅ．投資信託財産に属する転換社債型新株予約権付社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能な株券
 - ｆ．投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

先物取引等の運用指図

- １）委託会社は、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。

- 2) 委託会社は、我が国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の合計額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- 4) 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 5) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図をするものとします。
- 2) 前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 投資信託財産の一部解約等の事由により、2)の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4) 1)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。

資金の借入れ

- 1) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 1)の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - a. 一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による、受取りの確定している資金の額の範囲内。
 - b. 一部解約金支払日の前営業日において確定した、当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
 - c. 借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 3) 1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。

4) 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

法令に基づく投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

（参考）「しんきん日経平均マザーファンド」の概要

（１）投資方針

投資対象

我が国の金融商品取引所上場株式のうち、日経２２５に採用された225銘柄を主要投資対象とします。

投資態度

- １）主として我が国の金融商品取引所に上場している株式に投資し、日経２２５の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。
- ２）株式（株価指数先物取引等を含む。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ３）運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引を行うことができます。
- ４）株式以外の資産への投資割合は、原則として、投資信託財産の総額の50%以下とします。
- ５）市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

（２）投資対象

投資の対象とする資産

- １）特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。本邦通貨表示のものに限ります。以下同じ。）

a．有価証券

b．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第18条、第19条および第20条に定めるものに限ります。）

c．約束手形

d．金銭債権

- ２）次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１）株券または新株引受権証書

２）国債証券

３）地方債証券

４）特別の法律により法人の発行する債券

５）社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

６）特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

７）特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

８）協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

9)特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10)コマーシャル・ペーパー

11)新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14)投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）

16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）

17)受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）

18)預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19)外国法人が発行する譲渡性預金証書

20)外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって第17号の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

21)抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

なお、1)の証券または証書ならびに12)、17)および18)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)、17)および18)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券ならびに17)の証券または証書のうち13)および14)の証券の性質を有するものを以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。）により運用することの指図を行うことができます。

1)預金

2)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3)コール・ローン

4)手形割引市場において売買される手形

5)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6)外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

（3）投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資は行いません。

3【投資リスク】

「しんきんノーロード日経２２５」は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、全て投資者に帰属します。

（１）基準価額の変動要因

価格変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行体の業績、市場の需給等を反映して、短期的・長期的に大きく変動します。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により有価証券を希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、基準価額が下落する要因となります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

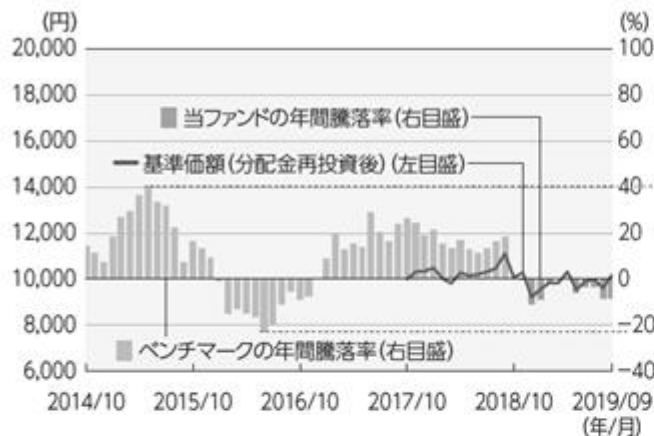
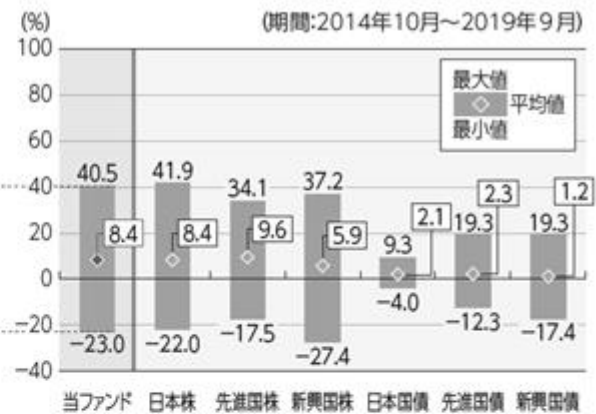
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（クーリング・オフ）の適用はありません。

（３）リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。原則月１回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

投資リスクに対する管理体制等は、今後変更となる場合があります。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および
基準価額（分配金再投資後）の推移当ファンドと代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較

※基準価額(分配金再投資後)は、2017年10月末から2019年9月末です。

<左グラフについて>

※基準価額（分配金再投資後）は、分配金（税引前）を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信株式会社が公表している基準価額とは異なる場合があります。

※年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。

※当ファンドの年間騰落率は、設定日が2017年10月31日のため、ファンド設定1年後の2018年10月から2019年9月までの年間騰落率を表示しています。なお、2018年9月以前の年間騰落率については、ベンチマーク（日経225）の騰落率を表示しています。

<右グラフについて>

※代表的な資産クラスについて、2014年10月から2019年9月の5年間の年間騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※当ファンドの年間騰落率は、設定日が2017年10月31日のため、ベンチマーク（日経225）の年間騰落率を含め比較対象として表示しています。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	詳細	権利の帰属先
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI 国債	野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス・ エマージング・マーケット・ グローバル・ディバースファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLC が算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建国債を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC

(注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。

※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料および信託財産留保額ははありません。

(3)【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率0.429% (税抜0.39%) 以内

1万口あたりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

※純資産総額に応じた信託報酬率(税抜)の合計ならびに配分は、以下のとおりです。

運用管理費用
(信託報酬)

純資産総額に 応じて	合計(税抜)	配分(税抜)		
		委託会社	販売会社	受託会社
500億円以下の 部分に対して	年率0.39%	年率0.18%	年率0.18%	年率0.03%
500億円超 1,000億円以下の 部分に対して	年率0.33%	年率0.12%		
1,000億円超 の部分に対して	年率0.27%	年率0.06%		
役務の内容		ファンドの運用、 受託会社への 運用指図、法定 書類の作成等 の対価	交付運用報告書 等各種書類の 送付、顧客口座 の管理および 購入後の情報 提供等の対価	運用財産の保管 および管理、 委託会社から の運用指図の 実行等の対価

(注)「税抜」における「税」とは、消費税等相当額をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

委託会社が受け取る信託報酬には、ファンド監査の費用が含まれます。

(4)【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および有価証券売買時の売買委託手数料等は、ファンドに係る実費として投資信託財産から支払われます。

当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額は、投資信託財産から支払われます。

その他費用および手数料等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

個別元本について

- １）受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ２）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ３）同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）があります。受益者が「元本払戻金（特別分配金）」を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該「元本払戻金（特別分配金）」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記＜個別元本および収益分配金の区分の具体例＞をご参照ください。

個人、法人別の課税上の取扱いについて

１）個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用があります。）を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能です。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能です。 特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および利子等も通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ニーサ）」および非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「愛称：つみたてNISA（ニーサ）」をご利用になれます。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

２）法人の受益者に対する課税

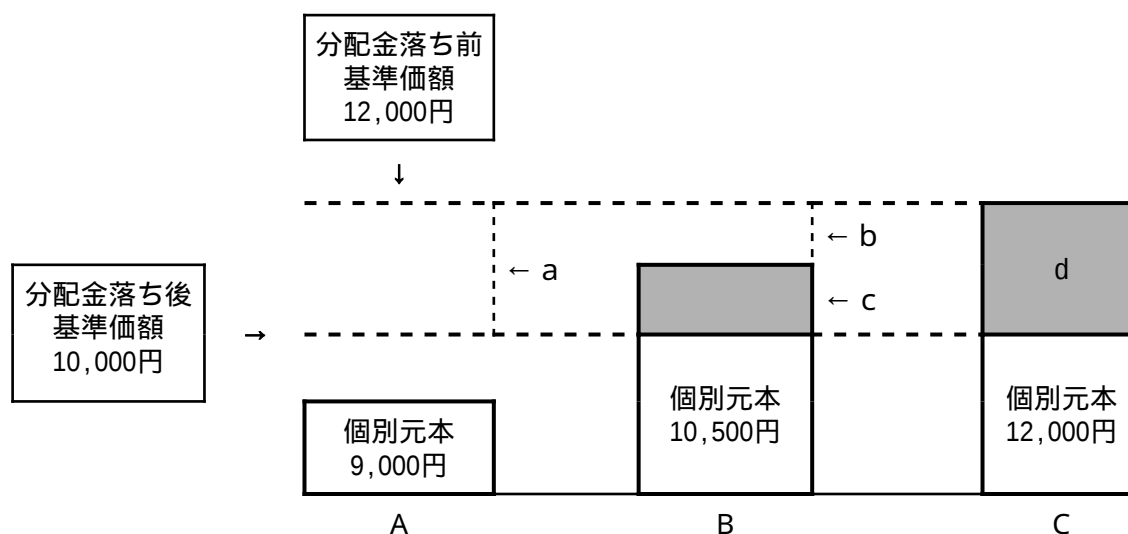
収益分配時ならびに換金時および償還時の差益に対する課税	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
-----------------------------	---

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

< 個別元本および収益分配金の区分の具体例 >

分配金支払い前の基準価額が1万口当たり12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。



A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10,500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているcの部分(500円)は「元本払戻金（特別分配金）」となり、収益分配金(2,000円)からc「元本払戻金（特別分配金）」(500円)を差引いた残りのbの部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(500円) = 10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、dの部分(2,000円)は「元本払戻金（特別分配金）」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金（特別分配金）」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

以下は2019年9月30日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。

投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	559,378,088	99.94
現金・預金およびその他の資産（負債控除後）		347,273	0.06
合計（純資産総額）		559,725,361	100.00

(参考)「しんきん日経平均マザーファンド」

資産の種類	国・地域	時価合計(円)	投資比率（％）
株式	日本	4,831,561,920	87.92
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		663,914,879	12.08
合計（純資産総額）		5,495,476,799	100.00

その他の資産の投資状況

種類	建別	国・地域	時価合計(円)	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	631,040,000	11.48

(注) 先物取引は、主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

評価額上位銘柄

国／地域	種類	銘柄	数量 (口数)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資 比率 (％)
日本	親投資 信託受 益証券	しんきん日経 平均マザー ファンド	432,453,103	1.2620	545,782,057	1.2935	559,378,088	99.94

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.94
合計	99.94

業種別投資比率

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）「しんきん日経平均マザーファンド」

投資有価証券の主要銘柄
国内株式（評価額上位30銘柄）

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ファーストリテイリング	小売業	8,000	65,570.00	524,560,000	64,210.00	513,680,000	9.35
2	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	48,000	4,711.00	226,128,000	4,240.00	203,520,000	3.70
3	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	8,000	20,375.00	163,000,000	20,565.00	164,520,000	2.99
4	日本	株式	ファナック	電気機器	8,000	19,470.00	155,760,000	20,340.00	162,720,000	2.96
5	日本	株式	K D D I	情報・通信業	48,000	2,796.00	134,208,000	2,825.00	135,600,000	2.47
6	日本	株式	ダイキン工業	機械	8,000	13,750.00	110,000,000	14,180.00	113,440,000	2.06
7	日本	株式	テルモ	精密機器	32,000	3,101.00	99,232,000	3,480.00	111,360,000	2.03
8	日本	株式	京セラ	電気機器	16,000	6,681.00	106,896,000	6,705.00	107,280,000	1.95
9	日本	株式	信越化学工業	化学	8,000	11,285.00	90,280,000	11,560.00	92,480,000	1.68
10	日本	株式	ファミリーマート	小売業	32,000	2,637.00	84,384,000	2,633.00	84,256,000	1.53
11	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	24,000	3,175.00	76,200,000	3,286.00	78,864,000	1.44
12	日本	株式	セコム	サービス業	8,000	9,149.00	73,192,000	9,858.00	78,864,000	1.44
13	日本	株式	T D K	電気機器	8,000	9,280.00	74,240,000	9,670.00	77,360,000	1.41
14	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	16,000	4,410.00	70,560,000	4,775.00	76,400,000	1.39
15	日本	株式	資生堂	化学	8,000	8,337.00	66,696,000	8,629.00	69,032,000	1.26
16	日本	株式	中外製薬	医薬品	8,000	7,670.00	61,360,000	8,400.00	67,200,000	1.22
17	日本	株式	花王	化学	8,000	7,637.00	61,096,000	7,984.00	63,872,000	1.16
18	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	40,000	1,535.50	61,420,000	1,538.50	61,540,000	1.12
19	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	8,000	7,183.00	57,464,000	7,216.00	57,728,000	1.05
20	日本	株式	エヌ・ティ・ティ・データ	情報・通信業	40,000	1,374.00	54,960,000	1,394.00	55,760,000	1.01
21	日本	株式	第一三共	医薬品	8,000	6,712.00	53,696,000	6,804.00	54,432,000	0.99
22	日本	株式	バンダイナムコホールディングス	その他製品	8,000	6,190.00	49,520,000	6,730.00	53,840,000	0.98
23	日本	株式	ソニー	電気機器	8,000	6,369.00	50,952,000	6,347.00	50,776,000	0.92
24	日本	株式	エムスリー	サービス業	19,200	2,528.19	48,541,368	2,602.00	49,958,400	0.91
25	日本	株式	塩野義製薬	医薬品	8,000	5,783.00	46,264,000	5,999.00	47,992,000	0.87
26	日本	株式	オムロン	電気機器	8,000	5,810.00	46,480,000	5,910.00	47,280,000	0.86
27	日本	株式	オリンパス	精密機器	32,000	1,395.00	44,640,000	1,456.00	46,592,000	0.85
28	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	16,000	2,791.00	44,656,000	2,798.50	44,776,000	0.81
29	日本	株式	エーザイ	医薬品	8,000	5,378.00	43,024,000	5,491.00	43,928,000	0.80
30	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	8,000	5,103.00	40,824,000	5,350.00	42,800,000	0.78

投資有価証券の種類別投資比率

種類	投資比率（％）
株式	87.92
合計	87.92

業種別投資比率

業種	投資比率（％）
水産・農林業	0.13
鉱業	0.06
建設業	2.03
食料品	3.75
繊維製品	0.20
パルプ・紙	0.10
化学	7.32
医薬品	6.69
石油・石炭製品	0.25
ゴム製品	0.77
ガラス・土石製品	1.00
鉄鋼	0.08
非鉄金属	0.79
金属製品	0.27
機械	4.08
電気機器	16.97
輸送用機器	4.35
精密機器	3.15
その他製品	2.03
電気・ガス業	0.19
陸運業	1.88
海運業	0.08
空運業	0.05
倉庫・運輸関連業	0.20
情報・通信業	8.98
卸売業	1.83
小売業	12.41
銀行業	0.60
証券、商品先物取引業	0.27
保険業	0.86
その他金融業	0.21
不動産業	1.50
サービス業	4.84
合計（対純資産総額比）	87.92

投資不動産物件
該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価金額 (円)	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数 先物取引	大阪取引所	日経平均株価 指数先物	買建	29	636,031,320	631,040,000	11.48

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2019年9月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期間末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額(円)		基準価額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末 (2018年9月10日)	515,925,931	515,925,931	10,243	10,243
第2計算期間末 (2019年9月10日)	566,367,762	566,367,762	9,938	9,938
2018年9月末日	560,484,895	—	11,114	—
10月末日	509,669,245	—	10,082	—
11月末日	521,137,987	—	10,281	—
12月末日	503,910,954	—	9,221	—
2019年1月末日	523,369,075	—	9,566	—
2月末日	536,926,106	—	9,850	—
3月末日	539,604,250	—	9,841	—
4月末日	552,340,479	—	10,325	—
5月末日	525,988,516	—	9,551	—
6月末日	544,698,947	—	9,888	—
7月末日	547,660,390	—	9,993	—
8月末日	559,476,741	—	9,621	—
9月末日	559,725,361	—	10,183	—

(注) 基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

【分配の推移】

計算期間		1万口当たりの収益分配金(円)
第1期	2017年10月31日～2018年9月10日	0
第2期	2018年9月11日～2019年9月10日	0

【収益率の推移】

計算期間		収益率(%)
第1期	2017年10月31日～2018年9月10日	2.43
第2期	2018年9月11日～2019年9月10日	2.98

(注) 収益率とは計算期間末の基準価額(分配付きの額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。

(4)【設定及び解約の実績】

計算期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	2017年10月31日～2018年 9月10日	503,682,186	—
第2期	2018年 9月11日～2019年 9月10日	146,329,614	80,096,002

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

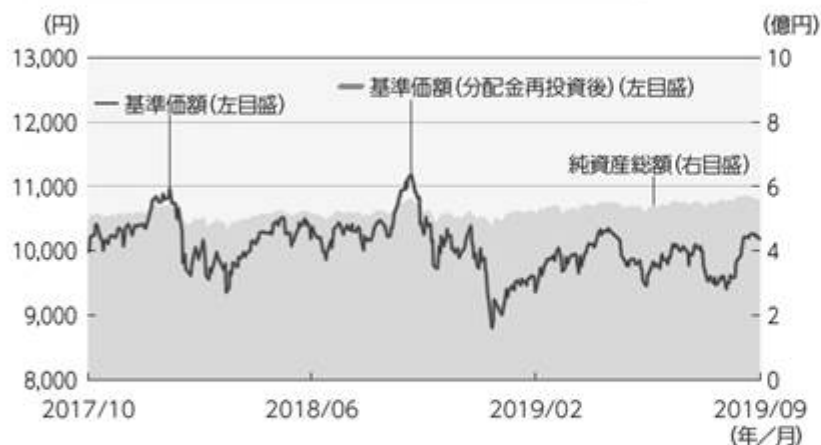
（参考情報）運用実績

データは2019年9月30日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額	
基準価額	10,183円
純資産総額	560百万円
分配の推移 (税引前)	
決算期	分配金
2019年 9月	0円
2018年 9月	0円
設定来累計	0円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額 (分配金再投資後) は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

主要な資産の状況

資産別投資比率

	銘柄名	投資比率
1	しんきん日経平均マザーファンド	99.94%
2	現金・その他	0.06%

※投資比率は、しんきんノーロード日経225の純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(参考) しんきん日経平均マザーファンドの状況

組入上位10銘柄			
	銘柄名	業種	投資比率
1	ファーストリテイリング	小売業	9.35%
2	ソフトバンクグループ	情報・通信業	3.70%
3	東京エレクトロン	電気機器	2.99%
4	ファナック	電気機器	2.96%
5	KDDI	情報・通信業	2.47%
6	ダイキン工業	機械	2.06%
7	テルモ	精密機器	2.03%
8	京セラ	電気機器	1.95%
9	信越化学工業	化学	1.68%
10	ファミリーマート	小売業	1.53%

組入上位10業種		
	業種	投資比率
1	電気機器	16.97%
2	小売業	12.41%
3	情報・通信業	8.98%
4	化学	7.32%
5	医薬品	6.69%
6	サービス業	4.84%
7	輸送用機器	4.35%
8	機械	4.08%
9	食料品	3.75%
10	精密機器	3.15%

資産構成比

	投資比率
国内株式 (現物)	87.92%
国内株式 (先物)	11.48%
現金・その他	0.60%

※投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

※しんきん日経平均マザーファンドの純資産総額は、5,495百万円です。

年間収益率の推移（期間:2009年～2019年）



※ 2009年から2016年はベンチマークの騰落率を表示しており、当ファンドの実績ではありません。

※ 2017年は10月31日(設定日)から同年最終営業日までの当ファンドおよびベンチマークの実績収益率を表示しています。

※ 上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものと計算しています。

※ 最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- (1) 申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2) 販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動けいぞく投資の申込みを行います。
- (3) 申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4) 申込に係る受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額です。収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5) 各営業日の午後3時までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受け付けを中止することができます。取得申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。
- (7) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込（販売）手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

＜照会先＞

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

＜コールセンター＞0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

＜ホームページ＞<http://www.skam.co.jp>

2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2) 各営業日の午後3時までに受け付けた換金(解約)の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の請求ができます。
- (4) 委託会社は、一部解約の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 解約価額は、解約請求受付日の基準価額とします。
- (6) 換金時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。

- (7) 一部解約金に係る収益調整金(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (8) 投資信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- (9) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、(5)の規定に準じて算定した価額とします。
- (10) 解約代金の支払いは、原則として解約請求受付日から起算して4営業日目以降から販売会社の営業所等で支払われます。
- (11) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(注) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
 - ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。
- (ただし、便宜上1万口あたりに換算した基準価額で表示することがあります。)
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

<照会先>

しんきんアセットマネジメント投信株式会社（委託会社）

<コールセンター> 0120-781812

携帯電話・PHSからは 03-5524-8181（受付時間：営業日の9:00～17:00）

<ホームページ> <http://www.skam.co.jp>

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

1) 株式

- ・移動平均法に基づき、原則として時価で評価しています。
- ・時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しています。

2) 先物取引

- ・個別法に基づき、原則として時価で評価しています。

- ・時価評価にあたっては、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場によっています。

３）マザーファンド受益証券

- ・移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しています。

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

信託期間は無期限です。ただし、後記「（５）その他」の「 ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎年９月11日から翌年９月10日までとします。

各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

ファンドの繰上償還条項

- １）委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃のとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ２）委託会社は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ３）前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ４）２）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。
- ５）２）から４）までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ６）委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ７）委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき

は、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

- 8) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款は、本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- 2) 委託会社は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 3) 前項の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4) 2) の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託の全ての受益者に対してその効力を生じます。
- 6) 2) から5) までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この約款に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7) 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が約款の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、約款に規定する信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約（投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書）は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎計算期間の末日（原則9月10日）および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（1）収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において、一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とし、）に支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（2）償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分にに応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の

抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（３）換金（解約）請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第２ 管理及び運営」の「２ 換金（解約）手続等」をご参照ください。

（４）帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- 1．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2．当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2018年9月11日から2019年9月10日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

しんきんノーロード日経225

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 (2018年9月10日現在)	当期 (2019年9月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	987,143	1,730,641
親投資信託受益証券	515,731,959	565,699,276
未収入金	-	8,500,000
流動資産合計	516,719,102	575,929,917
資産合計	516,719,102	575,929,917
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	8,405,435
未払受託者報酬	61,021	88,980
未払委託者報酬	732,137	1,067,727
未払利息	2	4
その他未払費用	11	9
流動負債合計	793,171	9,562,155
負債合計	793,171	9,562,155
純資産の部		
元本等		
元本	1, 3 503,682,186	1, 3 569,915,798
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,243,745	2 3,548,036
（分配準備積立金）	12,169,646	18,177,461
元本等合計	515,925,931	566,367,762
純資産合計	515,925,931	566,367,762
負債純資産合計	516,719,102	575,929,917

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 (自 2017年10月31日 至 2018年 9月10日)	当期 (自 2018年 9月11日 至 2019年 9月10日)
営業収益		
有価証券売買等損益	14,031,959	9,132,683
営業収益合計	14,031,959	9,132,683
営業費用		
支払利息	377	457
受託者報酬	143,231	172,641
委託者報酬	1,718,603	2,071,447
その他費用	102	202
営業費用合計	1,862,313	2,244,747
営業利益又は営業損失（ ）	12,169,646	11,377,430
経常利益又は経常損失（ ）	12,169,646	11,377,430
当期純利益又は当期純損失（ ）	12,169,646	11,377,430
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	-	2,070,099
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-	12,243,745
剰余金増加額又は欠損金減少額	74,099	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	74,099	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	6,484,450
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	1,146,277
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	5,338,173
分配金	1 -	1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,243,745	3,548,036

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、当該親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。
-----------------	---

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (2018年 9 月10日現在)	当期 (2019年 9 月10日現在)
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 500,000,000円 期中追加設定元本額 3,682,186円 期中一部解約元本額 0円	期首元本額 503,682,186円 期中追加設定元本額 146,329,614円 期中一部解約元本額 80,096,002円
2 元本の欠損	—	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は3,548,036円であります。
3 計算期間末日における受益権の総数	503,682,186口	569,915,798口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 (自 2017年10月31日 至 2018年 9 月10日)		当期 (自 2018年 9 月11日 至 2019年 9 月10日)	
1 分配金の計算過程		1 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	4,015,437円	A 費用控除後の配当等収益額	7,654,253円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	8,154,209円	B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	0円
C 収益調整金額	74,099円	C 収益調整金額	3,507,958円
D 分配準備積立金額	0円	D 分配準備積立金額	10,523,208円
E 当ファンドの分配対象収益額	12,243,745円	E 当ファンドの分配対象収益額	21,685,419円
F 当ファンドの期末残存口数	503,682,186口	F 当ファンドの期末残存口数	569,915,798口
G 10,000口当たり収益分配対象額	243円	G 10,000口当たり収益分配対象額	380円
H 10,000口当たり分配金額	0円	H 10,000口当たり分配金額	0円
I 収益分配金金額	0円	I 収益分配金金額	0円

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2017年10月31日 至 2018年 9 月10日)	当期 (自 2018年 9 月11日 至 2019年 9 月10日)
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 (2018年9月10日現在)	当期 (2019年9月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券

	前期 (2018年 9 月10日現在)	当期 (2019年 9 月10日現在)
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	14,068,182円	6,947,971円
合計	14,068,182円	6,947,971円

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期 (2018年 9 月10日現在)	当期 (2019年 9 月10日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 (自 2017年10月31日 至 2018年 9 月10日)	当期 (自 2018年 9 月11日 至 2019年 9 月10日)
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報)

前期 (2018年 9 月10日現在)	当期 (2019年 9 月10日現在)
1口当たり純資産額 1.0243円 (1万口当たり純資産額 10,243円)	1口当たり純資産額 0.9938円 (1万口当たり純資産額 9,938円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	しんきん日経平均マザーファンド	448,256,162	565,699,276	
親投資信託受益証券 合計		448,256,162	565,699,276	
合計		448,256,162	565,699,276	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

（参考情報）

当ファンドは、「しんきん日経平均マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。

なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきん日経平均マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

財務諸表

しんきん日経平均マザーファンド

（１）貸借対照表

区分		2018年 9 月10日現在	2019年 9 月10日現在
科目	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		930,487,446	679,160,342
株式		4,220,459,420	7,058,622,240
派生商品評価勘定		4,910,600	—
未収入金		—	22,453,720
未収配当金		3,318,350	5,547,000
差入委託証拠金		27,060,000	18,480,000
流動資産合計		5,186,235,816	7,784,263,302
資産合計		5,186,235,816	7,784,263,302
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		4,309,160	1,400,000
前受金		1,478,000	20,375,000
未払金		—	193,160
未払解約金		—	90,700,000
未払利息		2,527	1,656
その他未払費用		13,091	8,004
流動負債合計		5,802,778	112,677,820
負債合計		5,802,778	112,677,820
純資産の部			
元本等			
元本	1, 2	3,999,368,087	6,078,795,124
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		1,181,064,951	1,592,790,358
元本等合計		5,180,433,038	7,671,585,482
純資産合計		5,180,433,038	7,671,585,482
負債純資産合計		5,186,235,816	7,784,263,302

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	2018年9月10日現在	2019年9月10日現在
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額 1,622,648,425円 期中追加設定元本額 2,976,831,506円 期中一部解約元本額 600,111,844円	期首元本額 3,999,368,087円 期中追加設定元本額 7,373,337,925円 期中一部解約元本額 5,293,910,888円
元本の内訳	しんきん日経平均オープン 3,601,211,707円 しんきんノーロード日経225 398,156,380円 ———	しんきん日経平均オープン 5,630,146,343円 しんきんノーロード日経225 448,256,162円 しんきんDC日経225株式ファンド 392,619円
	合計 3,999,368,087円	合計 6,078,795,124円
2 本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日における受益権の総数	3,999,368,087口	6,078,795,124口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2017年10月31日 至 2018年9月10日	自 2018年9月11日 至 2019年9月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取引には先物取引が含まれております。当該有価証券及びデリバティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析及び法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にファンドのリスクとリターンの計測・分析結果等がフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。	同左
-------------------	--	----

2. 金融商品の時価等に関する事項

区分	2018年9月10日現在	2019年9月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

	2018年9月10日現在	2019年9月10日現在
種類	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	280,388,398円	76,359,143円

合計	280,388,398円	76,359,143円
----	--------------	-------------

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

（株式関連）

（単位：円）

区分	種類	2018年9月10日現在			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数 先物取引 買建	938,511,000	-	939,120,000	609,000
合計		938,511,000	-	939,120,000	609,000

（単位：円）

区分	種類	2019年9月10日現在			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数 先物取引 買建	594,160,000	-	592,760,000	1,400,000
合計		594,160,000	-	592,760,000	1,400,000

（注）1．時価の算定方法

本報告書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

2．先物取引の残高表示は、契約額ベースであります。

3．契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

（関連当事者との取引に関する注記）

自 2017年10月31日 至 2018年9月10日	自 2018年9月11日 至 2019年9月10日
該当事項はありません。	同左

（1口当たり情報）

2018年9月10日現在	2019年9月10日現在
1口当たり純資産額 1.2953円 （1万口当たり純資産額 12,953円）	1口当たり純資産額 1.2620円 （1万口当たり純資産額 12,620円）

（3）附属明細表

第1 有価証券明細表

株式

銘柄	株式数(株)	評価額		備考
		単価(円)	金額(円)	
日本水産	12,000	623.00	7,476,000	
マルハニチロ	1,200	2,697.00	3,236,400	

国際石油開発帝石	4,800	937.30	4,499,040	
コムシスホールディングス	12,000	2,904.00	34,848,000	
大成建設	2,400	3,950.00	9,480,000	
大林組	12,000	1,018.00	12,216,000	
清水建設	12,000	936.00	11,232,000	
長谷工コーポレーション	2,400	1,200.00	2,880,000	
鹿島建設	6,000	1,365.00	8,190,000	
大和ハウス工業	12,000	3,390.00	40,680,000	
積水ハウス	12,000	1,989.50	23,874,000	
日揮	12,000	1,358.00	16,296,000	
日清製粉グループ本社	12,000	1,968.00	23,616,000	
明治ホールディングス	2,400	7,490.00	17,976,000	
日本ハム	6,000	4,175.00	25,050,000	
サッポロホールディングス	2,400	2,537.00	6,088,800	
アサヒグループホールディングス	12,000	5,103.00	61,236,000	
キリンホールディングス	12,000	2,095.00	25,140,000	
宝ホールディングス	12,000	1,051.00	12,612,000	
キッコーマン	12,000	4,895.00	58,740,000	
味の素	12,000	1,887.00	22,644,000	
ニチレイ	6,000	2,381.00	14,286,000	
日本たばこ産業	12,000	2,274.50	27,294,000	
東洋紡	1,200	1,418.00	1,701,600	
ユニチカ	1,200	333.00	399,600	
帝人	2,400	1,995.00	4,788,000	
東レ	12,000	777.80	9,333,600	
王子ホールディングス	12,000	511.00	6,132,000	
日本製紙	1,200	1,824.00	2,188,800	
クラレ	12,000	1,295.00	15,540,000	
旭化成	12,000	1,014.00	12,168,000	
昭和電工	1,200	2,988.00	3,585,600	
住友化学	12,000	500.00	6,000,000	
日産化学	12,000	4,495.00	53,940,000	
東ソー	6,000	1,438.00	8,628,000	
トクヤマ	2,400	2,379.00	5,709,600	
デンカ	2,400	2,918.00	7,003,200	
信越化学工業	12,000	11,285.00	135,420,000	
三井化学	2,400	2,383.00	5,719,200	
三菱ケミカルホールディングス	6,000	804.10	4,824,600	
宇部興産	1,200	2,174.00	2,608,800	
日本化薬	12,000	1,241.00	14,892,000	
花王	12,000	7,637.00	91,644,000	
D I C	1,200	2,920.00	3,504,000	
富士フイルムホールディングス	12,000	4,678.00	56,136,000	

資生堂	12,000	8,337.00	100,044,000	
日東電工	12,000	5,310.00	63,720,000	
協和キリン	12,000	1,978.00	23,736,000	
武田薬品工業	12,000	3,629.00	43,548,000	
アステラス製薬	60,000	1,535.50	92,130,000	
大日本住友製薬	12,000	1,826.00	21,912,000	
塩野義製薬	12,000	5,783.00	69,396,000	
中外製薬	12,000	7,670.00	92,040,000	
エーザイ	12,000	5,378.00	64,536,000	
第一三共	12,000	6,712.00	80,544,000	
大塚ホールディングス	12,000	4,460.00	53,520,000	
出光興産	4,800	3,060.00	14,688,000	
J X T G ホールディングス	12,000	473.80	5,685,600	
横浜ゴム	6,000	2,134.00	12,804,000	
ブリヂストン	12,000	4,116.00	49,392,000	
A G C	2,400	3,255.00	7,812,000	
日本板硝子	1,200	656.00	787,200	
日本電気硝子	3,600	2,417.00	8,701,200	
住友大阪セメント	1,200	4,625.00	5,550,000	
太平洋セメント	1,200	2,843.00	3,411,600	
東海カーボン	12,000	1,119.00	13,428,000	
T O T O	6,000	3,960.00	23,760,000	
日本碍子	12,000	1,520.00	18,240,000	
日本製鉄	1,200	1,542.50	1,851,000	
神戸製鋼所	1,200	591.00	709,200	
ジェイ エフ イー ホールディングス	1,200	1,335.50	1,602,600	
大平洋金属	1,200	2,245.00	2,694,000	
日本軽金属ホールディングス	12,000	194.00	2,328,000	
三井金属鉱業	1,200	2,433.00	2,919,600	
東邦亜鉛	1,200	2,035.00	2,442,000	
三菱マテリアル	1,200	2,739.00	3,286,800	
住友金属鉱山	6,000	3,334.00	20,004,000	
D O W A ホールディングス	2,400	3,510.00	8,424,000	
古河電気工業	1,200	2,488.00	2,985,600	
住友電気工業	12,000	1,335.50	16,026,000	
フジクラ	12,000	379.00	4,548,000	
S U M C O	1,200	1,469.00	1,762,800	
東洋製罐グループホールディングス	12,000	1,634.00	19,608,000	
日本製鋼所	2,400	2,117.00	5,080,800	
オークマ	2,400	5,670.00	13,608,000	
アマダホールディングス	12,000	1,171.00	14,052,000	
小松製作所	12,000	2,414.00	28,968,000	
住友重機械工業	2,400	3,265.00	7,836,000	

日立建機	12,000	2,474.00	29,688,000	
クボタ	12,000	1,570.50	18,846,000	
荏原製作所	2,400	2,680.00	6,432,000	
ダイキン工業	12,000	13,750.00	165,000,000	
日本精工	12,000	966.00	11,592,000	
N T N	12,000	317.00	3,804,000	
ジェイテクト	12,000	1,262.00	15,144,000	
日立造船	2,400	339.00	813,600	
三菱重工業	1,200	4,201.00	5,041,200	
I H I	1,200	2,336.00	2,803,200	
日清紡ホールディングス	12,000	842.00	10,104,000	
コニカミノルタ	12,000	780.00	9,360,000	
ミネベアミツミ	12,000	1,815.00	21,780,000	
日立製作所	2,400	3,989.00	9,573,600	
三菱電機	12,000	1,379.00	16,548,000	
富士電機	2,400	3,260.00	7,824,000	
安川電機	12,000	3,870.00	46,440,000	
オムロン	12,000	5,810.00	69,720,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	2,400	1,846.00	4,430,400	
日本電気	1,200	4,470.00	5,364,000	
富士通	1,200	8,448.00	10,137,600	
沖電気工業	1,200	1,447.00	1,736,400	
セイコーエプソン	24,000	1,511.00	36,264,000	
パナソニック	12,000	881.40	10,576,800	
ソニー	12,000	6,369.00	76,428,000	
T D K	12,000	9,280.00	111,360,000	
アルプスアルパイン	12,000	1,934.00	23,208,000	
横河電機	12,000	1,970.00	23,640,000	
アドバンテスト	24,000	4,410.00	105,840,000	
カシオ計算機	12,000	1,579.00	18,948,000	
ファナック	12,000	19,470.00	233,640,000	
京セラ	24,000	6,681.00	160,344,000	
太陽誘電	12,000	2,260.00	27,120,000	
S C R E E Nホールディングス	2,400	6,310.00	15,144,000	
キヤノン	18,000	2,858.00	51,444,000	
リコー	12,000	1,004.00	12,048,000	
東京エレクトロン	12,000	20,375.00	244,500,000	
デンソー	12,000	4,659.00	55,908,000	
三井E & Sホールディングス	1,200	892.00	1,070,400	
川崎重工業	1,200	2,260.00	2,712,000	
日産自動車	12,000	697.50	8,370,000	
いすゞ自動車	6,000	1,195.00	7,170,000	
トヨタ自動車	12,000	7,183.00	86,196,000	

日野自動車	12,000	908.00	10,896,000	
三菱自動車工業	1,200	482.00	578,400	
マツダ	2,400	974.80	2,339,520	
本田技研工業	24,000	2,791.00	66,984,000	
スズキ	12,000	4,221.00	50,652,000	
S U B A R U	12,000	3,014.00	36,168,000	
ヤマハ発動機	12,000	1,865.00	22,380,000	
テルモ	48,000	3,101.00	148,848,000	
ニコン	12,000	1,382.00	16,584,000	
オリンパス	48,000	1,395.00	66,960,000	
シチズン時計	12,000	533.00	6,396,000	
バンダイナムコホールディングス	12,000	6,190.00	74,280,000	
凸版印刷	6,000	1,821.00	10,926,000	
大日本印刷	6,000	2,435.00	14,610,000	
ヤマハ	12,000	4,645.00	55,740,000	
東京電力ホールディングス	1,200	511.00	613,200	
中部電力	1,200	1,507.00	1,808,400	
関西電力	1,200	1,278.50	1,534,200	
東京瓦斯	2,400	2,581.00	6,194,400	
大阪瓦斯	2,400	1,885.00	4,524,000	
東武鉄道	2,400	3,345.00	8,028,000	
東急	6,000	1,899.00	11,394,000	
小田急電鉄	6,000	2,402.00	14,412,000	
京王電鉄	2,400	6,370.00	15,288,000	
京成電鉄	6,000	4,125.00	24,750,000	
東日本旅客鉄道	1,200	9,989.00	11,986,800	
西日本旅客鉄道	1,200	9,049.00	10,858,800	
東海旅客鉄道	1,200	20,785.00	24,942,000	
日本通運	1,200	5,660.00	6,792,000	
ヤマトホールディングス	12,000	1,864.00	22,368,000	
日本郵船	1,200	1,771.00	2,125,200	
商船三井	1,200	2,808.00	3,369,600	
川崎汽船	1,200	1,285.00	1,542,000	
A N Aホールディングス	1,200	3,640.00	4,368,000	
三菱倉庫	6,000	2,673.00	16,038,000	
ヤフー	4,800	289.00	1,387,200	
トレンドマイクロ	12,000	5,060.00	60,720,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	1,200	432.00	518,400	
日本電信電話	2,400	5,126.00	12,302,400	
K D D I	72,000	2,796.00	201,312,000	
N T T ドコモ	1,200	2,751.00	3,301,200	
東宝	1,200	4,415.00	5,298,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	60,000	1,374.00	82,440,000	

コナミホールディングス	12,000	4,880.00	58,560,000	
ソフトバンクグループ	72,000	4,711.00	339,192,000	
双日	1,200	343.00	411,600	
伊藤忠商事	12,000	2,232.50	26,790,000	
丸紅	12,000	725.40	8,704,800	
豊田通商	12,000	3,585.00	43,020,000	
三井物産	12,000	1,788.00	21,456,000	
住友商事	12,000	1,711.00	20,532,000	
三菱商事	12,000	2,757.00	33,084,000	
J．フロント リテイリング	6,000	1,288.00	7,728,000	
三越伊勢丹ホールディングス	12,000	851.00	10,212,000	
セブン&アイ・ホールディングス	12,000	3,986.00	47,832,000	
ファミリーマート	48,000	2,637.00	126,576,000	
高島屋	6,000	1,239.00	7,434,000	
丸井グループ	12,000	2,193.00	26,316,000	
イオン	12,000	1,953.00	23,436,000	
ファーストリテイリング	12,000	65,570.00	786,840,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	12,000	395.00	4,740,000	
新生銀行	1,200	1,526.00	1,831,200	
あおぞら銀行	1,200	2,580.00	3,096,000	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	12,000	545.80	6,549,600	
りそなホールディングス	1,200	447.90	537,480	
三井住友トラスト・ホールディングス	1,200	3,758.00	4,509,600	
三井住友フィナンシャルグループ	1,200	3,657.00	4,388,400	
千葉銀行	12,000	561.00	6,732,000	
ふくおかフィナンシャルグループ	2,400	1,964.00	4,713,600	
静岡銀行	12,000	772.00	9,264,000	
みずほフィナンシャルグループ	12,000	164.20	1,970,400	
大和証券グループ本社	12,000	496.00	5,952,000	
野村ホールディングス	12,000	456.30	5,475,600	
松井証券	12,000	904.00	10,848,000	
S O M P Oホールディングス	3,000	4,534.00	13,602,000	
M S & A Dインシュアランスグループホールディングス	3,600	3,464.00	12,470,400	
ソニーフィナンシャルホールディングス	2,400	2,378.00	5,707,200	
第一生命ホールディングス	1,200	1,554.50	1,865,400	
東京海上ホールディングス	6,000	5,735.00	34,410,000	
T & Dホールディングス	2,400	1,121.00	2,690,400	
クレディセゾン	12,000	1,274.00	15,288,000	
東急不動産ホールディングス	12,000	653.00	7,836,000	
三井不動産	12,000	2,511.50	30,138,000	
三菱地所	12,000	2,033.50	24,402,000	
東京建物	6,000	1,380.00	8,280,000	
住友不動産	12,000	3,901.00	46,812,000	

ディー・エヌ・エー	3,600	1,948.00	7,012,800	
電通	12,000	3,740.00	44,880,000	
サイバーエージェント	2,400	4,165.00	9,996,000	
楽天	12,000	1,026.00	12,312,000	
リクルートホールディングス	36,000	3,175.00	114,300,000	
日本郵政	12,000	999.00	11,988,000	
東京ドーム	6,000	977.00	5,862,000	
セコム	12,000	9,149.00	109,788,000	
合計	2,129,400		7,058,622,240	

株式以外の有価証券
該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
注記表（デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（2019年9月30日現在）

資産総額	560,265,660 円
負債総額	540,299 円
純資産総額（ — ）	559,725,361 円
発行済数量	549,650,198 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0183 円

（参考）しんきん日経平均マザーファンド

資産総額	6,220,846,837 円
負債総額	725,370,038 円
純資産総額（ — ）	5,495,476,799 円
発行済数量	4,248,627,129 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.2935 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換えの手続き等

該当事項はありません。

（２）受益者名簿

該当事項はありません。

（３）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（４）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたとき、またはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

（５）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（６）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（７）償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

（８）質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

（1）資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間ににおける主な資本の額の増減はありません。

（2）当社の機構

○会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補充または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

○投資運用の意思決定機構

商品企画体制

・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用本部運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項について協議し、委員長がこれを決定します。

運用体制

・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、前1か月間の運用状況のモニタリングを行い、リスクとリターンの計測・分析結果および法令・諸規則や運用に関する諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議します。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとともに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を社長、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2019年9月30日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	70	891,064
単位型公社債投資信託	6	28,448
単位型株式投資信託	36	109,883
合計	112	1,029,395

（注）純資産総額は百万円未満を切り捨てています。

3【委託会社等の経理状況】

- 1． 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- 2． 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3． 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円
流動資産					
現金・預金	*2		4,235,835		5,096,449
前払費用			15,065		22,449
未収委託者報酬			496,814		534,748
未収運用受託報酬	*2		21,912		13,102
未収収益			49		49
その他の流動資産			466		1,313
流動資産計			4,770,143		5,668,112
固定資産					
有形固定資産	*1		94,224		90,589
建物		73,046		71,717	
器具備品		21,178		18,871	
無形固定資産			44,161		26,964
ソフトウェア		42,657		25,565	
電話加入権		959		959	
その他		543		439	
投資その他の資産			37,557		46,552
投資有価証券		-		2,018	
長期前払費用		2,489		4,870	
繰延税金資産		35,068		39,662	
固定資産計			175,943		164,106
資産合計			4,946,087		5,832,218

		前事業年度 (2018年3月31日現在)		当事業年度 (2019年3月31日現在)	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円
流動負債					
未払金			347,332		382,042
未払手数料	*2	302,565		319,565	
その他未払金		44,767		62,477	
未払法人税等			189,582		206,238
未払消費税等			30,210		38,518
未払事業所税			1,946		2,007
賞与引当金			70,520		71,011
その他の流動負債			3,302		3,620
流動負債計			642,896		703,438
固定負債					
退職給付引当金			103,292		102,601
役員退職慰労引当金			11,768		18,487
固定負債計			115,061		121,089
負債合計			757,957		824,528
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円
株主資本			4,188,129		5,007,677
資本金			200,000		200,000
利益剰余金			3,988,129		4,807,677
利益準備金		2,000		2,000	
その他利益剰余金		3,986,129		4,805,677	
別途積立金		3,080,000		3,830,000	
繰越利益剰余金		906,129		975,677	
評価・換算差額等			-		13
その他有価証券評価差額金		-		13	
純資産合計			4,188,129		5,007,690
負債・純資産合計			4,946,087		5,832,218

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
営業収益		千円	千円	千円	千円
委託者報酬			4,886,524		5,202,260
運用受託報酬	*1		189,616		192,056
営業収益計			5,076,140		5,394,317
営業費用					
支払手数料	*1		2,401,911		2,566,470
広告宣伝費			30,312		32,074
調査費			511,262		555,537
調査研究費		350,062		375,631	
委託調査費		161,199		179,906	
営業雑経費			65,254		68,770
印刷費		57,929		61,381	
郵便料		195		99	
電信電話料		2,321		2,404	
協会費		4,808		4,885	
営業費用計			3,008,740		3,222,852
一般管理費					
給料			553,435		578,701
役員報酬		41,999		41,693	
給料・手当		366,711		385,731	
賞与		64,202		67,757	
法定福利費		72,291		75,923	
福利厚生費		4,086		4,080	
その他給料		4,142		3,513	
賞与引当金繰入			70,520		71,011
退職給付費用			58,150		64,269
役員退職慰労引当金繰入			5,580		6,718
交際費			4,202		3,260
旅費交通費			7,630		9,400
租税公課			23,615		25,155
不動産賃借料			62,842		62,753
固定資産減価償却費			45,198		33,479
諸経費			139,011		135,925
一般管理費計			970,187		990,674
営業利益			1,097,212		1,180,790
営業外収益					
受取利息	*1		127		136
その他営業外収益			300		280
営業外収益計			428		416
営業外費用					

雑損失			401		904
その他営業外費用			39		-
営業外費用計			440		904
経常利益			1,097,199		1,180,302

		前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日		当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日	
科 目	注記 番号	金 額		金 額	
		千円	千円	千円	千円
税引前当期純利益			1,097,199		1,180,302
法人税、住民税および事業税			341,439		365,355
法人税等調整額			1,859		4,600
当期純利益			757,619		819,547

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	2,350,000	878,510	3,230,510	3,430,510
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	730,000	730,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	757,619	757,619	757,619
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	730,000	27,619	757,619	757,619
当期末残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	3,430,510
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	757,619
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	—	—	—
当期変動額合計	—	—	757,619
当期末残高	—	—	4,188,129

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	利益剰余金				株主資本 合計
		利益 準備金	その他利益剰余金		利益 剰余金 合計	
			別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	200,000	2,000	3,080,000	906,129	3,988,129	4,188,129
当期変動額						
新株の発行	—	—	—	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	750,000	750,000	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	819,547	819,547	819,547
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	750,000	69,547	819,547	819,547
当期末残高	200,000	2,000	3,830,000	975,677	4,807,677	5,007,677

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	—	—	4,188,129
当期変動額			
新株の発行	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—
別途積立金の積立	—	—	—
別途積立金の取崩	—	—	—
当期純利益	—	—	819,547
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	13	13	13
当期変動額合計	13	13	819,560
当期末残高	13	13	5,007,690

重要な会計方針

	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの：投資信託は、期末前 1 か月の市場価格の平均に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 建 物 3年 ～ 50年 器 具 備 品 3年 ～ 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（ 5 年 ）に基づいております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しています。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。 なお、仮払消費税等および仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」35,068千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」に含めて表示しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
建 物	64,186千円	63,831千円
器具備品	37,859千円	40,573千円

* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
普通預金	3,142,308千円	3,907,610千円
定期預金	1,000,000千円	1,000,000千円
未収運用受託報酬	5,559千円	5,548千円
未払手数料	142,775千円	166,032千円

(損益計算書関係)

* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
運用受託報酬	160,021千円	171,273千円
受取利息	126千円	134千円
支払手数料	1,926,104千円	2,086,194千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4	—	—	4
計	4	—	—	4

（リース取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

当社は、資産運用については短期的な預金等に限定しております。また、投機的な取引は行なわない方針であります。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2018年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	4,235,835	4,235,835	—
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	—
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	—
資産計	4,754,562	4,754,562	—
(4)未払手数料	302,565	302,565	—
(5)その他未払金	44,767	44,767	—
(6)未払法人税等	189,582	189,582	—
(7)未払消費税等	30,210	30,210	—
(8)未払事業所税	1,946	1,946	—
負債計	569,072	569,072	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未払手数料、(5)その他未払金、(6)未払法人税等、(7)未払消費税等、(8)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	4,235,530	4,235,530	—
(2)未収委託者報酬	496,814	496,814	—
(3)未収運用受託報酬	21,912	21,912	—
合計	4,754,257	4,754,257	—

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次の通りであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	5,096,449	5,096,449	—
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	—
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	—
(4)投資有価証券	2,018	2,018	—
資産計	5,646,318	5,646,318	—
(5)未払手数料	319,565	319,565	—
(6)その他未払金	62,477	62,477	—
(7)未払法人税等	206,238	206,238	—
(8)未払消費税等	38,518	38,518	—
(9)未払事業所税	2,007	2,007	—
負債計	628,807	628,807	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等、(8)未払消費税等、(9)未払事業所税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資信託は、基準価額によっております。

(注2) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	1年以内	1年超
(1)預金	5,096,091	5,096,091	—
(2)未収委託者報酬	534,748	534,748	—
(3)未収運用受託報酬	13,102	13,102	—
合計	5,643,942	5,643,942	—

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	1,032	1,000	32
小計	1,032	1,000	32
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	986	1,000	13
小計	986	1,000	13
合計	2,018	2,000	18

２．事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

２．確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	100,631	103,292
退職給付費用	12,149	14,918
退職給付の支払額	9,488	15,609
制度への拠出額	—	—
退職給付引当金の期末残高	103,292	102,601

（２）退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
	千円	千円
非積立金型制度の退職給付債務	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601
退職給付引当金	103,292	102,601
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	103,292	102,601

（３）退職給付費用

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
	千円	千円
簡便法で計算した退職給付費用	12,149	14,918

３．複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 37,464千円、当事業年度 39,525千円であります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
(１) 直近の積立状況に関する事項	(2017年3月31日現在)	(2018年3月31日現在)
	千円	千円
年金資産の額	1,634,392,721	1,669,710,596
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額(注)	1,793,308,599	1,806,457,984
差引額	158,915,877	136,747,387
(２) 掛金に占める当社の拠出割合	(2017年3月分) 0.0582%	(2018年3月分) 0.0676%

(3) 補足説明	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高214,616,190千円および年金財政計算上の別途積立金55,700,312千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。	上記（１）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去の勤務債務残高197,854,570千円および年金財政計算上の別途積立金61,107,182千円であります。 本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0か月の元利均等定率償却であります。
----------	--	--

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日現在)	当事業年度 (2019年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	21,593	21,743
役員退職慰労引当金	3,603	5,660
退職給付引当金繰入限度超過額	31,628	31,416
未払事業税	9,726	10,663
未払事業所税	595	614
その他	3,152	3,174
繰延税金資産 小計	70,299	73,273
評価性引当額	35,231	33,605
繰延税金資産 合計	35,068	39,668
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	-	5
繰延税金負債 合計	-	5
繰延税金資産の純額	35,068	39,662

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

（セグメント情報等）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	160,021

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

１．セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

２．関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	171,273

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1．関連当事者との取引

（1）親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	1,926,104千円 160,021千円 144,916千円 49,958千円	未払手数料	142,775千円

（2）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	442,952千円	未払手数料	92,165千円

（注）1．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

当事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1．関連当事者との取引

（１）親会社および法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社	信金中央金庫	東京都中央区	690,998百万円	信用金庫連合会事業	直接(被所有)100%	兼任1人	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料 運用受託報酬 出向者人件費 事務所賃借料	2,086,194千円 171,273千円 111,204千円 49,958千円	未払手数料	166,032千円

（２）兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
親会社の子会社	しんきん証券株式会社	東京都中央区	20,000百万円	証券業	—	なし	証券投資信託受益証券の募集販売	投資信託の代行手数料	445,847千円	未払手数料	90,195千円

（注）１．記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

２．取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

2．親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
1株当たり純資産額	1,047,032円43銭	1,251,922円67銭
1株当たり当期純利益金額	189,404円77銭	204,886円98銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日	当事業年度 自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日
当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
普通株主に帰属しない金額	—千円	—千円
普通株式に係る当期純利益金額	757,619千円	819,547千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 - (1) 名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)(販売会社)

(2) 資本金の額(出資の総額) 690,998百万円(2019年3月末現在)

(3) 事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

2 - (1) 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

(2) 資本金の額 324,279百万円(2019年3月末現在)

(3) 事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

・資本金の額 10,000百万円(2019年3月末現在)

・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫(販売会社)

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行います。

3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

第3【その他】

1 目論見書の表紙および裏表紙の記載等について

- (1) 使用開始日を記載します。
- (2) 当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。
- (3) ファンドの形態等を記載することがあります。
- (4) 「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (5) 販売会社の名称、ロゴマークを記載することがあります。
- (6) 委託会社の名称、ロゴマーク、問い合わせ先を記載することがあります。
- (7) 受託会社の名称を記載することがあります。
- (8) 目論見書の表紙に図案を採用することがあります。
- (9) 請求目論見書は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできる旨、また約款は請求目論見書に添付されている旨を記載することがあります。（交付目論見書の場合）
- (10) 金融商品取引法に定める目論見書である旨を記載することがあります。
- (11) 金融商品取引法の規定に基づき、投資者の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります。（請求目論見書の場合）
- (12) 当ファンドの手続・手数料等の概要を記載することがあります。
- (13) 当ファンドの購入にあたっては、交付目論見書を十分に読むべきである旨を記載することがあります。

2 目論見書の表紙裏の記載について

次の事項を記載することがあります。

- (1) 当ファンドに関して、委託会社が有価証券届出書を監督官庁に提出している旨。
- (2) 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、法令に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行う旨。
- (3) 当ファンドの信託財産は、受託会社により分別管理されている旨。
- (4) 請求目論見書は、販売会社に対して投資者の請求があった場合に交付される旨。また、販売会社に請求目論見書を請求した場合は、当該請求を行った旨を投資者が記録しておくべきである旨。（交付目論見書の場合）
- (5) 当ファンドの商品分類および属性区分、また、これらの詳細な情報を一般社団法人投資信託協会のホームページで確認できる旨。
- (6) 委託会社の情報
- (7) 当ファンドについて略称を用いることがある旨。

3 本有価証券届出書の本文「第一部 証券情報」および「第二部 ファンド情報」の記載内容について、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。

4 請求目論見書に投資信託約款の全文を記載します。

5 目論見書は電子媒体等により作成されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2019年6月12日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 南波 秀哉 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小松崎 謙 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年10月23日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大畑 茂
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんノーロード日経225の2018年9月11日から2019年9月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんノーロード日経225の2019年9月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。